

# 第十回 参議院 厚生委員会 會議録 第十八号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)午後一時五十二分開会

## 委員の異動

三月二十三日委員川村松助君辞任につき、その補欠として草葉隆園君を議長において指名した。

## 本日の会議に付した事件

○結核予防法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河崎ナツ君) 只今より厚生委員会を開くことにいたします。

本日は結核予防法案につきまして、その詳細な説明を厚生省から聴取いたすことにいたします。厚生省公衆衛生局長山口正義さん。

○政府委員(山口正義君) 結核予防法案につきましては、先般大臣から提案理由を御説明申上げたのでございませぬが、私から補足的にお手許に差上げた法案につきまして逐條御説明を申上げたいと存じます。お手許に差上げた法案の第一章は第一條から第三條までございまして、これはこの法の目的並びに国及び地方公共団体の義務、医師その他の医療関係者の義務、これを規定しているのございませぬ。第二章は健康診断に関する規定でございまして第四條から第十二條までございまして、先ず定期の健康診断についてでございますが、第四條の第一項は、事業場或いは学校その他の施設というような集団生活者に対する定期健康診

断の規定でございまして、その義務者は事業の使用者或いは学校、施設等の長ということでございませぬ。第四條の第二項は、これは保健所長はその管内の結核予防行政について責任を持つべき立場にございませぬ。且つ健康診断のための器材の活用についても調整を図る必要がございませぬので、保健所長がその管内のいろいろな事業、それから学校、施設におきまして実施されませぬ健康診断につきまして、期間或いは期日を指定することができるという規定でございませぬ。第四條の第三項は、これは厚生大臣が指定いたします区域と申しますのは、一般的に見まして統計の上から結核が比較的蔓延しておるといふ地区、つまり年間死亡率が高いといふようないわゆる股賑地区の住民に對しまして、定期の健康診断をするという規定でございませぬ。この際の義務者は市町村長になつておるのでございませぬ。第四項は、本法と他の法令、例えば労働基準法或いは学校教育法というような他の法令に基きます健康診断との調整を講じているのございませぬ。これらの定期健康診断に要します費用は、事業の場合は全部事業主が負担いたします。それ以外の場合は受診者から実費を徴収することができるといふ規定になつておりますが、実費の徴収できないものにつきましては、実施者が三分の一、都道府県が三分の一、国が三分の一負担するということになつております。第五條は定期外の健康診断でございまして、これはその第五

條の一、二、三、四に書いてございませぬように、結核予防上特に必要と認められるような、集団或いは個人に對して定期外に健康診断を実施するという規定でございませぬ。第六條は健康診断の方法に関する規定でございませぬ。第七條は、第四條、第五條において実施者のほうの義務を課してあるわけでありますが、第七條は第四條、第五條に對應いたしまして受診者の義務を課してあるものであります。定期の健康診断につきましては罰則はございませぬが、定期外の健康診断につきましては罰則の規定がございませぬ。第八條は他で受けた健康診断、例えば医師について自発的に健康診断を受けた場合、或いは転職、転校の場合で、定期の健康診断を受けるときにすでにほかで健康診断を受けておるような場合には、その定期の前の三月以内を受けた者については、その定期健康診断或いは定期外健康診断とみなすといふふうな規定でございませぬ。それから第九條は定期の健康診断を受けなかつた者、何かの事故のために、或いは疾病のために受けなかつた者につきましては、その事故が消滅いたしましたから二月、事故が二月以内で消滅いたしましたときは、その事故の消滅後一月以内に健康診断を受けなければならぬといふ規定でございませぬ。第十條は健康診断に関する記録でございませぬ。記録に関する規定でございませぬ。第十一條は健康診断の結果の通報又は報告に関する規定でございませぬ。

第十二條は健康診断に關しましての省令委任の規定でございませぬ。第十三條は予防接種に関する章でございませぬ。これは第十三條から二十一條までございませぬ。現行の予防接種法に規定されております結核に関する予防接種を抜き出しまして、健康診断と対策を立てて行くというためにこちらに抜き出したわけでありませぬ。定期の予防接種の規定、或いは定期外の予防接種の規定、大体健康診断に関する規定と同様に取扱つておるのでございませぬ。この場合の費用も実費徴収ができません。建前になつておりましたが、実費徴収不能者につきましては実施者が三分の一、県が三分の一、国が三分の一負担することになつております。この予防接種につきましては事業主の負担を認めておきませぬ。第十四條は定期外のもの、第十三條が定期の予防接種でございませぬが、第十四條が定期外の予防接種、それから第十五條は予防接種はツベルクリン反応を判定した日から直ちに打たないことを得ない事情があるといふような場合には、二週間以内にすれば差支えなし。それを二週間を越した場合にはもう一遍ツベルクリン反応を繰返してやらなければならぬといふ規定でございませぬ。十六條は先ほどの健康診断の受診者の義務と同様に、予防接種を受ける者の義務の規定でございませぬ。これも定期と定期外に分けてございまして、定期のほうは罰則は

ございませぬが、定期外のほうは罰則がございませぬ。それから第十七條は他で受けたツベルクリン反応検査及び予防接種の規定でございまして、これも先ほどの他で受けた健康診断の場合と同様な取扱をするに於てございませぬ。第十八條の定期の予防接種を受けなかつた者、これも健康診断の場合と同様の取扱でございませぬ。十九條はツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録についての規定でございませぬ。二十條は予防接種に関する通報又は報告の規定、二十一條は予防接種に關しての省令委任の規定でございませぬ。以上が第三章の予防接種に関する章でございませぬ。第四章は患者の届出、登録、及び患に対する医師の指示に関する規定でございませぬ。二十二條から二十七條までございませぬ。二十二條は医師の行う届出に関する規定でございませぬ。現行法にもございませぬが、又先般提案理由の説明にもございませぬように、伝染病届出規則にもございませぬ。それをまとめましてここで新しく條文を設けたわけでございます。二十三條は病院に入院或いは療養所に入所しておつた者が退院いたしました場合における病院管理者の行う届出に関する義務でございませぬ。第二十四條は保健所長の行う登録に関する規定でございませぬ。医師からの届出、或いは二十三條によつて届出られました患者について保健所長が登録を行ひまして、必要に応じて家庭訪問指導を行はせるといふ

ふうにするわけでございます。二十五條はその家庭訪問指導に関する規定でございます。二十六條、二十七條は結核患者並びに死亡者に対する死亡診断書、死亡診断等における医師の指示に関する規定でございます。医師はその職務の性質上、患者の療養については当然指示いたしますが、この結核の疾病の特殊性に鑑みまして、他への伝染防止についての指示をしなければならぬという規定でございます。本章におきましては第二十二條に医師の届出に關しまして罰則がございまして、それから二十六條、二十七條の医師の指示につきまして罰則がございまして、

第五章は伝染防止に関する規定でございます。二十八條から三十二條まででございますが、二十八條は伝染禁止に関する規定でございます。職場の關係上他に結核を伝染させる虞れが著しいと認められるような患者がありました場合には、期間を定めまして、従業の禁止を都道府県知事が命ずるといふ規定でございます。それに従わない場合の罰則の規定がございまして。第二十九條は、従業の關係から他に結核を伝染させる虞れがあるというような者に対しましては、やはり都道府県が一定の期間を定めまして、療養所に入所することを命ずるといふ規定でございます。二十九條の二項のほうは、国又は地方公共団体の開設する療養所或いは国から補助を受けておる療養所は、こゝから入所命令を受けた患者を受け容れる際に正当な理由がない場合にはそれを拒否してはならないという規定でございます。第三十條は結核菌に汚染された家庭の消毒に関する規定

でございます。三十一條は結核菌に汚染された物件の消毒或いは廃棄に關する規定でございます。なお三十一條にはその損失の補償に關する規定が二項以下に謳つてございまして。三十二條は家庭の消毒或いは物件の消毒廃棄等を行います場合に、必要に応じて都道府県知事が当該官吏に立入をさせ或いは質問をさせ、調査をさせるといふ規定でございます。それらを拒んだ場合には罰則の規定がございまして。第六章は医療に關する規定でございます。三十三條から四十三條まででございますが、三十三條は地方公共団体及び振興の勧告を行うことができるといふ規定でございます。この勧告を行つた場合には国がその設置及び拡張に關する費用の二分の一を負担するといふ規定になつております。三十四條は一般患者に対する医療でございます。これは結核の適正な医療の普及をいたすために、一定の條件にかなつたもの、例えば医療が本條に基く省令で定めた内容のものであるといふ場合、それから次に出て参ります指定医療機関でその医療が行われるというような場合に限りまして、患者からの申請によりまして都道府県が医療に關する費用の二分の一を負担することができるといふ規定でございます。都道府県が負担いたしましたその二分の一に對しまして、国が更に二分の一を補助いたしますので、結局本人が二分の一、国が四分の一、都道府県が四分の一ということになります。一定の医療をいたしましては、人工氣胸による療法、或いは外科手術による治療、ストレ

プトマイシンの注射、バスの投與といふようなことを一応考へております。三十四條の二項は申請の手續でございます。三項は都道府県知事がその申請を受けまして、それを許可するといふときには保健所に設置されなければならないという規定でございます。四項は、そういうふうにして医療費の負担をいたします場合に、六ヵ月たちました場合には、更にもう一遍改めて診査するといふ規定でございます。三十五條は、先ほどの伝染防止の所の規定にございまして伝染禁止、或いは命令入所をさせられぬ患者が、医療されぬ場合に、経済的理由によつて医療費の負担ができないというときには、国が二分の一、府県が二分の一負担をしてやるといふ規定でございます。三十六條は指定医療機関でございます。三十四條、三十五條に規定いたしました医療を担当してもらうために医療機関を指定する規定でございますが、これが国が開設した病院又は診療所につきましては、厚生大臣がその主務大臣の同意を得て指定いたします。その他の病院につきましては都道府県知事が開設者の同意を得て指定するといふことになつております。二項、三項はその指定医療機関の行うべき義務の規定でございます。四項は指定医療機関の辭退に關する規定、五項は取消の規定でございます。六項はその取消を受けた場合に弁明の機会を與ふる、弁明に關する規定でございます。第三十七條はこの医療費の負担につきまして、社会保険、生活保護法と本法との關係でございます。一般患者、即ち第三十四條の患者

につきましての医療につきましては、本法が社会保険各法或いは生活保護法に優先いたします。即ち本法に基いて医療費の半分を負担いたします。あと半分を社会保険或いは生活保護法でやつてもらふことになるのであります。あとの半分を社会保険でどうするに關しては、社会保険法の規定に從うということにございまして。それから第三十五條、即ち伝染禁止とか、或いは命令入所の患者につきましての医療費の負担につきましては、社会保険各法が本法に優先いたします。本法と生活保護法の關係では本法が生活保護法に優先いたします。と申しますのは、社会保険の給付を受けられるということ、生活能力の一つといふふうな考えを以て、社会保険を本法より優先させております。生活保護法の補正性に從いまして、本法が生活保護法に優先するといふことになつております。第三十八條は診療報酬の請求に關する規定でございます。三十九條は診療報酬の基準に關する規定でございます。四十條は被保険者の行う申請でございます。社会保険によつて医療の全額について給付を受けるものは本法で申請をしない場合が考えられますので、この場合には保険者が代つて申請を行うことができるという規定でございます。四十一條は一々成規の手續をとつていふといふものないといふ急迫の事態の場合にございまして。四十二條は報告の請求及び検査に關する規定でございます。四十三條は省令委任に關する規定でございます。

第七項は結核予防審議会及び結核診療協議会に關する規定でございます。これは四十四條から五十條まででございます。四十四條は結核予防審議会に關する規定でございます。厚生大臣の諮問機關として、結核の予防及び結核患者の医療に關する重要事項を調査審議してもらうために、結核予防審議会を設けるといふ規定でございます。四十五條はその結核予防審議会の委員に關する規定でございます。四十六條は、結核予防審議会の職務は、厚生省の公衆衛生局で行うといふ規定でございます。四十七條は結核予防審議会の運営に關する規定でございます。四十八條は先ほど医療費の負担の所について申上げました保健所に置かれる結核診療協議会に關する規定でございます。四十九條はその結核診療協議会の委員に關する規定でございます。五十條は協議会に關しての政令委任に關する規定でございます。

第八章は先ほど申上げました費用に關するものを一まとめにした章でございます。都道府県の実質的に支弁すべき費用、市町村の支弁すべき費用、それらを一まとめにしてございまして。ただここで療養所に關する補助は五十七條、五十九條、六十條にございまして、五十七條は先ほどの厚生大臣が地方公共団体に対して設置或いは拡張の勧告をした場合は、国が二分の一を補助するといふ規定でございます。五十九條は勧告をしなかつた場合、これらの地方公共団体に対して予算の範囲内で二分の一を補助するといふ規定でございます。六十條は営利を目的としない法人、これは従来公益法人だけだったのでございまして、今度幅を拡げまして営利を目的としない法人、例えば医療法人とか学校法人、そ

ういうものに対しては政令で二分の一以内の費用を補助するという規定でございませぬ。六十一條は実費徴収に関する規定でございませぬ。

第九章は罰則に関する規定でございませぬ。これは先ほど来申上げましたのを一まとめにしているのでもございませぬ。六十二條、六十三條でございませぬ。

第十章は雑則でございませぬ。六十四條は保護者の義務、六十五條は代行執行に関する規定、それから六十六條は労働基準監督署とか或いは教育委員会というふうな、他の行政庁との協議に関する規定でございませぬ。六十七條は先ほど申上げた伝染防止に関する規定に不足がある場合に訴願をする事ができるという訴願規定でございませぬ。六十八條は保健所を設置する市に對しまして、都道府県と同じような権利義務を與えているのでございませぬ。これは定期外の健康診断或いは予防接種或いは伝染防止に関する措置、但しこの場合は、従来禁止とか入所命令は含んでおりませぬ。伝染防止に関する措置、一般医療に関する規定、或いは代行執行に関する規定、これはいわゆる政令措置の市長、都道府県知事と同じように措置ができるという規定でございませぬ。

以上が結核予防法案につきましても逐條ではございませぬが、極めて概略の御説明でございませぬ。

○委員長(河崎ナツ君) 只今概略の御説明を頂きましたが、これから質疑に入ることにいたしますが、御質問、ございませぬら逐次おつしやつて下さいませぬ。

○有馬英二君 政府が結核予防の重大性に鑑みて今回結核予防法案なる一つ

の法案を出されたことは、私ども多年結核予防に腐心して来た者として非常に満足しては居る次第でありませぬ。つきましてはこの法案は誠に重大な法案であると考え、これに對して十分の審議期間を與えられなければならぬと考へるのであります。然るに政府は、今月も数日しかないような、勿論四月はありますけれども、四月は御承知のように休会になるそうであつて、審議の期間が誠に切迫して居る、さういふ際に、かような重大なる法案を出された。そして只今御説明になつたよりな條件について、十分審議の機会を與えられないといふことは甚だ私どもの遺憾とするところであります。

この点に關して十分本委員会においても慎重な審議を盡されんことを私は希望するものであります。

逐條の審議質問に入る前に、私はなお一つのことを政府にお尋ねしたいのであります。それは御承知のようにこの結核予防といふことにつきましても、世間ややもすると、この法案の内容について、或いは政府が折角しておられるような結核予防の対策について、疑義を抱くといふような人が大衆雑誌といふところ。御承知のように大衆雑誌といふところは言えないかも知れませぬが、最も現今多く読まれておられる普通の雑誌の文芸春秋でありますが、四月号に、社会保障制度審議会の一員が、特に結核撲滅策の撲滅といふような題で、結核予防法全般に對して疑義を抱いておる。或いはそれに対する非常な攻撃の矢を放つておられるように考へられる。かういふようなことが、これはただこの法案の内容を少しも知らないよりな人たちが言うのなら、私どもは

氣にかけないのであります。少くとも社会保障制度審議会の会員であるといふような人が、この法案に對して、或いは少くとも私どもが考へておるような結核撲滅策に對して疑義を抱いておる。而も甚だ甚だかならぬことを言つておるといふことは、どういふ工合に政府は考へられるか。それに対する説明を聞かんとは、この法案の審議に入ることは私は差控えて頂きたい。この点一つは政府から十分私どもの納得の行くような説明をして頂きたい、この点をお伺いする次第であります。

○山下善信君 議事進行について発言したいと思ひます。結核予防法案として出された本案は、非常な重大法案であること言うまでもなく、又國費も從つて多額になる予算が只今計上されてあるわけです。かういふ重要法案の審議に際しましては、或るべく厚生大臣が出席しまして、或いは少くとも政務次官も出席いたしまして、さうして真剣にまじめに審議いたさなければならぬと私は思ひます。殊に何でも聞くところによると最近かういふ方面の關係の國際會議にも出席するやに聞いておりますが、なお更、大臣はこの方面の友人であるかも知れませぬけれども、十分ここで本案の審議等をも勉強しておいでになれば、一層使命を果す上においていよいよいよいよと考へます。とかく重要法案の審議に際しまして、我々しばしば厚生大臣等が出席すべきであるといふことを申しておるのではありませんが、本日その出席がないのであります。自分の所管の重大法案以外に何が忙がしいことがあるのかと言わざるを得ないと思ひますが、委

員長から然るべく大臣若しくは政務次官等の、政府の政策の責任者が出席するように御督促あらんことを希望いたします。

○委員長(河崎ナツ君) 只今山下委員のおつしやいましたことは全く御尤も次第でございませぬ、これは改めて全體的に私からも政府に要望いたす次第でございませぬ。是非さういふふうにおおつしやつたらおつしやつて頂きたい。それから有馬委員から御提案になつております問題につきましても、この問題に關しては、政府の態度を、當局の態度を聞きたいといふ有馬委員の御提案でございませぬ、その問題に入ることに皆さん御賛成でございませぬか。

○松原一彦君 私は同感でございませぬ。今有馬委員から指摘されました文芸春秋の「結核撲滅策の撲滅」という武見太郎氏の提案は大きな話題を投げかけておつて、私は方々で、もう毎日のようにこれを取上げたるいろいろな意見を聞かされるのであります。厚生省當局は一体これに對してどういふ考へを持つておられるか。現に今朝も訪問せられたる醫師關係のかたはこの意見に同感である、かう言つておる。さうしてその対策をここに持つて来ておられます。これは相当手厳しい論断であつて、最後の所に、日本にフアッシュヨ再現の危機ありとすれば、それはヒューマンイズムと科学性とを欠如する官僚行政の復活を以て、その第一歩を踏出すであらう。その走りが今回の結核対策である。新結核予防法の名の下に社会保障の網とも一般医療の網とも別に新しい網を作つて疾

病の社会性を無視し、国民生活と遊離したものを法律の力を以て強制する。そんなことで結核は決して撲滅されるものではない。この法案は、新フアッシュヨ官僚医療行政の華々しい首途としてのみ意味のあるものである。結核の撲滅は先ずかくのごとき策謀の撲滅を以て第一歩とすべきである。ただ国民的自覚に待つのみである。といつたやうな随分厳しいことがここに論断せられておるのであります。私は厚生當局としましては二百七十億の大予算をここに託つて、画期的な結核の撲滅を圖られるといふことに心からの敬意を表し、有馬委員の言われた通りに、私もはこれ日本国民病とも言う厄介な結核に治療の第一歩を進め、そして国民健康の上に大きな貢献をせられることだと楽しんでおつたのであります。が、専門家のほうからかういふ論断が出るという、これは私も素人ですが、からよくわかりませぬが、考えさせられるばかりでない、国民が非常に感ずると思ひます。従つてこの審議のこと

も、なか／＼容易に進められないと思ひます。専門家がすでにかういふやうな意見を持つて参つておる。これには賛成だと言つておる。かようなふうな問題が取上げられて見ますといふと厚生當局においても十二分に御考慮にならなくちやならぬと思ひます。であります。先日はおとつづけを申しておいたのですが、至急一つ意見を聞かして欲しい。又これに對しては啓蒙の意味におきましても、同じ頁数を、文芸春秋社に要求して、実績の上から見た厚生當局の自信を堂々と一つ発表して、これに對抗して欲しいと私は希望をも申述べておいたのであります。さういふ

病の社会性を無視し、国民生活と遊離したものを法律の力を以て強制する。そんなことで結核は決して撲滅されるものではない。この法案は、新フアッシュヨ官僚医療行政の華々しい首途としてのみ意味のあるものである。結核の撲滅は先ずかくのごとき策謀の撲滅を以て第一歩とすべきである。ただ国民的自覚に待つのみである。といつたやうな随分厳しいことがここに論断せられておるのであります。私は厚生當局としましては二百七十億の大予算をここに託つて、画期的な結核の撲滅を圖られるといふことに心からの敬意を表し、有馬委員の言われた通りに、私もはこれ日本国民病とも言う厄介な結核に治療の第一歩を進め、そして国民健康の上に大きな貢献をせられることだと楽しんでおつたのであります。が、専門家のほうからかういふ論断が出るという、これは私も素人ですが、からよくわかりませぬが、考えさせられるばかりでない、国民が非常に感ずると思ひます。従つてこの審議のこと

も、なか／＼容易に進められないと思ひます。専門家がすでにかういふやうな意見を持つて参つておる。これには賛成だと言つておる。かようなふうな問題が取上げられて見ますといふと厚生當局においても十二分に御考慮にならなくちやならぬと思ひます。であります。先日はおとつづけを申しておいたのですが、至急一つ意見を聞かして欲しい。又これに對しては啓蒙の意味におきましても、同じ頁数を、文芸春秋社に要求して、実績の上から見た厚生當局の自信を堂々と一つ発表して、これに對抗して欲しいと私は希望をも申述べておいたのであります。さういふ

も、なか／＼容易に進められないと思ひます。専門家がすでにかういふやうな意見を持つて参つておる。これには賛成だと言つておる。かようなふうな問題が取上げられて見ますといふと厚生當局においても十二分に御考慮にならなくちやならぬと思ひます。であります。先日はおとつづけを申しておいたのですが、至急一つ意見を聞かして欲しい。又これに對しては啓蒙の意味におきましても、同じ頁数を、文芸春秋社に要求して、実績の上から見た厚生當局の自信を堂々と一つ発表して、これに對抗して欲しいと私は希望をも申述べておいたのであります。さういふ

も、なか／＼容易に進められないと思ひます。専門家がすでにかういふやうな意見を持つて参つておる。これには賛成だと言つておる。かようなふうな問題が取上げられて見ますといふと厚生當局においても十二分に御考慮にならなくちやならぬと思ひます。であります。先日はおとつづけを申しておいたのですが、至急一つ意見を聞かして欲しい。又これに對しては啓蒙の意味におきましても、同じ頁数を、文芸春秋社に要求して、実績の上から見た厚生當局の自信を堂々と一つ発表して、これに對抗して欲しいと私は希望をも申述べておいたのであります。さういふ

も、なか／＼容易に進められないと思ひます。専門家がすでにかういふやうな意見を持つて参つておる。これには賛成だと言つておる。かようなふうな問題が取上げられて見ますといふと厚生當局においても十二分に御考慮にならなくちやならぬと思ひます。であります。先日はおとつづけを申しておいたのですが、至急一つ意見を聞かして欲しい。又これに對しては啓蒙の意味におきましても、同じ頁数を、文芸春秋社に要求して、実績の上から見た厚生當局の自信を堂々と一つ発表して、これに對抗して欲しいと私は希望をも申述べておいたのであります。さういふ

も、なか／＼容易に進められないと思ひます。専門家がすでにかういふやうな意見を持つて参つておる。これには賛成だと言つておる。かようなふうな問題が取上げられて見ますといふと厚生當局においても十二分に御考慮にならなくちやならぬと思ひます。であります。先日はおとつづけを申しておいたのですが、至急一つ意見を聞かして欲しい。又これに對しては啓蒙の意味におきましても、同じ頁数を、文芸春秋社に要求して、実績の上から見た厚生當局の自信を堂々と一つ発表して、これに對抗して欲しいと私は希望をも申述べておいたのであります。さういふ

ふうな御用意があるかどうか、私どもはおぼろげながら、極く新しい最近の委員でありますけれども、各地の結核療養所等を廻り、又その実績を見て、私は実績は相当上つておると思ふ。まあ死亡率の減つただけが実績とは思われませんが、それは薬の進歩もありましようけれども、いずれにしても結核の峠は相当私に越しておるのじやないかと思つて、今日まで楽しみにして参つておるのであります。どうぞ国民がこうして大きな期待をかけておられますのを、かように手厳しい非難をせられるという事につきましては、私はひとり厚生省の面目ばかりでないと思ひます。厚生行政そのものが、延いては立法の府のこのやり方までが非難を受けると思つて寒心に堪えないのであります。私どものほうでも考えなくちやなりません、先ず厚生当局はかような非難に対するどういふような対策的御用意があるかどうかを承わりたい。

○委員長(河崎ナツ君) ちよつとお語りいたしますが、山下委員のおつしやつたことも非常に重大なことでございます。殊に今有馬委員、松原委員の御質問に對しましては、厚生当局から、あの非難に対する具体的な先ず御意見を承わらなければならぬのじやないかと思つてございまして、従つてここに一つ御相談申上げたいと思ひますのは、今日只今ここでこのおいでになつたかたから御意見を伺いますか。山下委員、何か御意見ございませうか。

○山下義信君 議事進行につきまして發言を求めます。有馬委員の御質疑並びに松原委員からも同様の問題が提供されたのでありますが、ここにおいで

になりまする練達雄能な事務当局から拜聴いたしますことも結構と思ひますが、私申上げました趣旨に則りまして、厚生大臣が御出席の上で、大臣から本問題に對しましての明確なる政府の所信を承わつて、本案の審議に入らうと思ひたいと思ひます。要すれば本問題の提供者であります武見太郎君も或いは証人としてこの委員会に御喚問に相成り、同時に大臣の、政府当局のそれに対する所信を承わりますことが、進行上非常に適切ではないかと本員は考える次第であります。

○有馬英二君 只今山下委員からの御發言、誠に御尤もな次第と存じます。つきましてはこの法案の重大性に鑑みまして、又更にかような疑義を社会が持つておるといふことからいたしまして、武見太郎君を証人として喚問するばかりでなく、更に知識階級、或いは予防に對して従来多年経験を持つておられるといふような学識経験の当事者を参考人として呼びまして、果してこの法案が我々の現在望んでおるところの法案として考えるべきであるか、これに對してもつとよく検討して見たいと思ひます。公聴会なり或いは然るべき機会を一つ作つて頂きたいと思ひます。

○谷口彌三郎君 只今山下委員、有馬委員又松原委員からの申されたことは実に適切な言葉でございますし、實際にこれを審議する上において、そういう方面を十分検討することが必要であると思ひますので、私賛成いたします。

たすことにいたしましたして、今日この質疑に入りまますことは、これは実は、今大臣がお見えになる連絡をとつていらつしやるようです。ただ大臣がお見えになつただけでは解決つかないと思ひますから、改めて次回に大臣のおいでを頂き、且つ又その御指定のかたも、おいで頂き、当局も一応論文をお読み下さつて論難に對する正しい御説明を願うといふふうな御準備を願うことにいたしましたして、それでは結核予防法はこれで一先ず打ち切ることいたします。

○山下義信君 予防接種法は本案に對して密接不可分の法案であると私は考へますので、同様のお扱いを願ひたいと思ひます。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員の御提案がございませうか。...

- 政府委員 厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
- 事務局側 常任委員 草間 弘司君 会専門員 多田 正己君 会専門員 多田 正己君

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。一、国民健康保険法の一部を改正する法律案(案)

国民健康保険法の一部を改正する法律案 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 第二條中「市町村(特別区ヲ含ム以下同ジ)」を「市町村若ハ特別区又ハ之等ノ組合(以下市町村ト稱ス)」に改める。 第二條ノ二第一項の次に次の一項を加ふる。 前項ノ規定ハ第八條ノ十五第三項ノ規定ニ依リ市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トシタル場合ニ當該市ノ当該区域外ニ於テ組合ガ国民健康保險ヲ行フコトヲ妨グズ

第四條の次に次の一條を加ふる。 第四條ノ二 組合ノ事務所又ハ第八條ノ十ノ規定ニ依ル施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ 第八條ノ二を第八條ノ三とし、以下第八條ノ二十二までを順次一條ずつ繰り下げ、第一章中第八條の次に次の一條を加ふる。 第八條ノ二 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九條及第二十條ノ規定ヲ準用ス 第八條ノ五前段中「療養ノ給付ヲ担当スル者」を一療養ノ給付ヲ担当スル者(以下療養担当者ト稱ス)に改め、同條後段、第八條ノ六第一項、第八條ノ七、第八條ノ八第一項及び第三項、第五十條、第五十一條並びに第五十二條ノ三第二項中「療養ノ給付ヲ担当スル者」を「療養担当者」に改める。

第八條ノ九第一項中「費用ノ一部」を「費用ノ一部(以下一部負担金ト稱ス)」に、「徵收スルコトヲ得」を「徵收シ又ハ其ノ者ヲシテ療養担当者ニ支払ハシムルコトヲ得」に改め、同條に次の一項を加ふる。 保險者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ一部負担金ヲ減免シ又ハ其ノ徵收若ハ支払ヲ猶予スルコトヲ得。 第八條ノ十中「療養者ハ助産」を「療養、助産若ハ葬祭」に改める。 第八條ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方稅法ノ規定ニ依リ国民健康保險稅ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。

午後二時三十九分散會 出席者は左の通り。 委員長 河崎 ナツ君 理事 有馬 英二君 委員

第八條ノ十二を次のように改める。

第八條ノ十二 保険給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保険料ノ額、徴收方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴收若ハ支払方法及減免其ノ他保険給付、保険料及一部負担金ニ関シ必要ナル事項ハ條例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第八條ノ十四第三号を次のように改める。

三 国民健康保険税又ハ保険料及一部負担金ニ関スル事項

第八條ノ十五第二項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ九及第八條ノ十一」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トスルコトヲ得

第二十五條ノ三第二号中「又ハ準禁治産者」を削る。

第三十七條ノ四第二項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ九及第八條ノ十一」に改める。

第四十二條中「第八條ノ九」を「第八條ノ十」に改める。

第八章を第九章とし、第九章を第十章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 診療報酬請求書ノ審査

第四十七條ノ二 保険者ハ社会保険診療報酬支払基金又ハ国民健康保険診療報酬審査委員会ニ療養担当者ノ提出セル診療報酬請求書ノ審査ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ審査ハ第八條ノ八第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ニ照シ当該診療報酬請求ノ適正ナリヤ否ヤニ付テモノトス  
第四十七條ノ三 前條ノ審査ヲ行フ為都道府県知事ノ定ムル所ニ依リ都道府県ニ一又ハ二以上ノ国民健康保険診療報酬審査委員会（以下審査委員会ト称ス）ヲ置クモノトス  
第四十七條ノ四 審査委員会ハ療養担当者ヲ代表スル委員、保険者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各七人以下ノ同数ヲ以テ之ヲ組織シ都道府県知事ノ之ヲ委嘱ス  
前項ノ委嘱ハ療養担当者ヲ代表スル委員及保険者ヲ代表スル委員ニ付テハ夫々所属団体ノ推薦ニ依リ之ヲ行フ  
第四十七條ノ五 審査委員会審査ノ為必要アリト認ムルトキハ都道府県知事ノ承認ヲ得テ当該療養担当者ニ対シ出頭及説明ヲ求め報告セシメ又ハ診療録其ノ他帳簿書類ノ提出ヲ求ムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ審査委員会ノ請求ニ依リ出頭シタル療養担当者ニ対シテハ都道府県知事ハ旅費、日当及宿泊料ヲ支給スベシ但シ其ノ提出セル診療報酬請求書又ハ診療録其ノ他帳簿書類ノ記載ノ不備又ハ不当ノ為出頭ヲ求めラレ出頭シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第四十七條ノ六 都道府県ハ審査委員会ノ行フ審査ニ付保険者ヨリ手数料ヲ徴スルコトヲ得  
第四十七條ノ七 本法ニ定ムルモノノ他審査委員会ニ関シ必要ナル事項ハ都道府県知事ノ定ム

第五十一條中「第八條ノ六」を「第八條ノ七」に改める。  
第五十二條ノ十八を次のように改める。  
第五十二條ノ十八 削除  
第五十四條中「第八條ノ十二」を「第八條ノ十三」に改め、第二項の次に次の一項を加える。  
第八條ノ十五第三項ノ規定ニ依リ市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トスル條例ニ付テハ其ノ制定ノ認可アリタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ当該市ノ当該区域ヲ市ノ区域ト看做ス但シ国民健康保険行フヲ社団法人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第五十六條中第一項を次のように改め、第二項を削り、第三項中「五千円」を「三万円」に改め、「又ハ科料」を削る。  
審査委員会ノ委員若ハ国民健康保険審査会ノ委員又ハ之等ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル医師若ハ歯科医師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ故ナク漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス  
附則  
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。  
2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。  
三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。  
一、結核予防法案（予備審査のため）の付託は三月十六日

一、予防接種法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十六日）  
一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案  
一、船員保険法の一部を改正する法律案（衆）  
一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案  
一、船員保険法の一部を改正する法律案（衆）  
一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案  
一、船員保険法の一部を改正する法律案（衆）

醫師が左に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獸医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときはこの限りでない。  
一 省令の定めるところにより診療上必要があるとされる場合  
二 省令の定めるところにより薬局の普及が十分でないときとされる地域で診療を行う場合  
2 厚生大臣は、前項各号に規定する省令を制定し、又は改正しようとするときは、別に定める審議会の意見をきかなければならない。  
第二十二條の次に次の一條を加える。  
第二十二條の二 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。  
第二十四條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。  
薬剤師は、医師、歯科医師又は獸医師の処方せんによらなければ、販売又は授與の目的で調剤してはならない。  
第五十六條第一項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。  
附則  
1 この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第三條中薬事法第二十二條及び第五十六條第一項の改正規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。  
2 厚生大臣は、薬事法第二十二條の改正規定の施行前においても、その施行の準備のため必要があるときは、同條第二項に規定する審

議会の意見をきいて、同條第一項各号に規定する省令を制定することができ。

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ四第一項中「第四十二條乃至第四十二條ノ三」の下に「第四十九條ノ七」を加え、同條第二項中「葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金」を「葬祭料又ハ前項ノ一時金」に、「前項」を「同項」に、同條第三項中「第二項」を「第一項但書」に改める。

第二十三條ノ五を次のように改める。  
第二十三條ノ五 前條第一項ノ規定ニ該当スル者ナキ場合ニ於テ葬祭料又ハ同條同項ノ一時金ヲ受ケベキ遺族ハ被保險者又は被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス但シ其ノ者ガ二人以上ナル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ対シテ為シタル予告ニ依リ其ノ者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第四十二條ノ二第一項及び第四十九條ノ二中「十五年未満被保險者タリシ者」の下に「第三十四條第二号ニ該当スル者ヲ除ク」を加える。  
第五十條ノ三を次のように改める。

第五十條ノ三 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ遺族年金ノ支給ヲ受ケベキ遺族ノ範囲ニ属スル子アルトキハ其ノ子一人ニ付平均標準報酬日額ノ十分分ニ相当スル金額（前條第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ於テハ二千四百円）ヲ前條各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス  
遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付平均標準報酬日額ノ十分分ニ相当スル金額（前條第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ於テハ二千四百円）ヲ前條各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス  
第五十一條第二項中「遺族年金ノ支給ヲ受クル者」を「遺族年金、寡婦年金、寡夫年金若ハ遺兒年金ノ支給ヲ受クル者」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。  
2 養老年金ノ額ノ計算ノ基礎となる平均標準報酬月額は、当分の間、第二十七條ノ三第一項ノ規定にかかわらず、昭和二十一年四月一日以後ノ被保險者であつた期間ノ平均標準報酬月額とする。  
3 養老年金ノ額ノ計算ノ基礎となる平均標準報酬日額は、当分の間、第二十七條ノ三第四項ノ規定にかかわらず、前項に規定する平均標準報酬月額ノ三十分の一とする。

4 前二項ノ規定による平均標準報酬月額又は平均標準報酬日額に基いて計算した養老年金ノ額が、二万四千円をこえるときは、第三十五條ノ規定にかかわらず、その養老年金ノ額は二万四千円とする。

三月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。  
一、旅館業を食品衛生法より除外するの請願（第一三二六号）  
一、療術師法制定に関する請願（第一三四四号）  
一、医業分業反対に関する請願（第一三四五号）  
一、結核病床増設に関する請願（第一三八七号）  
一、完全看護、完全給食の内容向上に関する請願（第一三八八号）  
一、医業六四九号「入所患者の退所措置について」の撤回等に関する請願（第一三八九号）  
一、新医療法実施延期等に関する請願（第一三九三号）  
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願（第一四〇四号）（第一四〇五号）  
一、国民健康保険事業の危機突破に関する陳情（第二八一号）  
一、美容師法制定に関する陳情（第二八二号）  
一、保健婦助産婦看護婦法改正法案中一部修正に関する陳情（第二九六号）

第一三二六号 昭和二十六年三月十日受理  
旅館業を食品衛生法より除外するの請願

請願者 高知市本丁筋九九高知  
専長 楠本忠太郎  
紹介議員 西山龜七君 入交太藏 君 寺尾豊君  
旅館業者は、衛生施設を根幹とした特別法である旅館業法により取締を受け、施設その他あらゆる事項において公衆衛生上遺憾のないように努力しているが、営業上食品を使用する関係上さらに食品衛生法による重複した取締を受けるため業者の不利は複雑は計り知れないものがあるから、食品衛生法より旅館の字句をすみやかに削除せられたいとの請願。

第一三四四号 昭和二十六年三月十日受理  
療術師法制定に関する請願  
請願者 東京都千代田区内幸町一ノ二大蔵省別館四〇六室全国療術協同組合 本部内 黒田保次郎  
紹介議員 長島銀藏君  
療術師法の制定については、第一、第二、第三、第四国会に請願しいずれも採択されているが、わずかに昭和二十二年法律第二百七十七号あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法によつて身分を保証されているのみで、本法律も昭和三十年限りで失効の運命にあるため、療術師は将来の不安におびえているから、国民の健康保持および増進に多大の貢献をしているこれら療術師の地位を確立して、社会的待遇を改善するために、療術師法の制定を促進せられたいとの請願。

第一三四五号 昭和二十六年三月十日受理  
医業分業反対に関する請願  
請願者 北海道函館市会所町五  
六函館市医師会内 竹田侃一郎  
紹介議員 有馬 英二君  
医業分業を実施することには、それに相当する社会状態が完備されていなければならない。しかるにわが国の現状はこれを実施するに必要な条件が何一つ整つておらず、また医師の投業は医療行為の一部であつて外科医の手術に相当するものであるから、当分の間現行の任意分業制度を取られたいとの請願。

第一三八七号 昭和二十六年三月十日受理  
結核病床増設に関する請願  
請願者 静岡県加茂郡竹麻村湊  
国立療養所湊病院内 渡辺明外二百五十一名  
紹介議員 藤原道子君  
わが国における年間結核死亡者数は、推定十五万人といわれているにかかわらず、現在のベット数は公私合せて七万足らずで、日毎に増加している患者の數と、予防および治療を考へるとき、まことに憂うべき実情にあるから、結核病床を三十万床に増設せられたいとの請願。

第一三八八号 昭和二十六年三月十日受理  
完全看護、完全給食の内容向上に関する請願  
請願者 静岡県賀茂郡竹麻村湊  
国立療養所湊病院内 渡辺明外二百五十一名

完全看護、完全給食の内容向上に関する請願

紹介議員 藤原道子君  
最近診療点数二点引上げにより、無理に完全看護、完全給食の実施をはかりつつあるが、すでに実施している療養所では、点数引上げによる収入を経営の赤字補てんに使用し何等の改善もやっていないところもあり、厚生省においても実施困難を認めている。また患者も内容のわからない完全看護に不安を感じているから、完全看護完全給食の内容向上を図りたいとの請願。

第一三八九号 昭和二十六年三月十日受理

医発六四九号「入所患者の退所措置について」の撤回等に関する請願

請願者 栃木県足利郡毛野村大沼田国立療養所松壽園  
内 松島理一外百九十二名

紹介議員 藤原道子君

結核の治療体系である予防、治療、後保護が完全に実施されない限り結核は減は期せられぬ。しかるに昭和二十五年十月九日付をもつて出された医発六四九号による療養所入所患者の早期退所措置は、治療中の患者を作業療法を經ずしていきなり社会に放り出すものであり、折角の治療成果を水泡に期する結果となるから、作業療法を含めた後保護を確立するため、医発六四九号をすみやかに撤回せられたいとの請願。

第一三九三号 昭和二十六年三月十日受理

五日受理

新医療法実施延期等に関する請願  
請願者 北海道函館市函館市医

師会内 竹田侃一郎

紹介議員 中山壽彦君

医療法第十三條により、昭和二十六年十月三十日以降は病床を二十床以上有しない医院または診療所では入院患者を四十八時間以上収容できないことになつてはいるが、現下の経済事情からして本法に規定する施設の急速整備はもろんのことわが国医療態勢の確立を図るには今後相当の期間を要し、到底望み得ない無理な要請であるから、本法の実施を数年間延期せられたいとの請願。

第一四〇四号 昭和二十六年三月十日受理

五日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(十一通)

請願者 北海道旭川市東旭川町  
一ノ二 金森勝二外十二名

紹介議員 長島銀藏君

戦没遺族の援護強化の具体策として、(一)戦没者は国家公務のために死したものであることを確認し、国家として慰霊の行事を一般文民同様に行うこと、(二)戦没者に対する弔慰金をすみやかに支給すること、(三)遺族の子女の育英に關し特別の考慮を払うこと等の実現を図られたいとの請願。

第一四〇五号 昭和二十六年三月十日受理

五日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 群馬県前橋市南曲輪町  
二三 荒井長重

紹介議員 鈴木彌平君

この請願の趣旨は、第一四〇四号と同じである。

第二八一号 昭和二十六年三月十五日受理

日受理

国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

陳情者 和歌山県議會議長 内田安吉

国民健康保険制度の育成強化は、社会保障制度の基盤をなすものであるが、現行の国民健康保険事業は、財政的に極めて困難な事情にあるから、(一)市町村における国民健康事業を法制化すること、(二)同事業における医療給付費に対し大巾の国庫補助をすること、(三)事業運営資金の長期貸付制度を制定すること等適当な対策を実施せられたいとの陳情。

第二八二号 昭和二十六年三月十五日受理

日受理

美容師法制定に関する陳情

陳情者 徳島市東船場町一ノ一  
七徳島県美容師協同組合 理事 岩佐アイ

美容業者の向上と福祉のため是非とも美容師法を制定せられたいとの陳情。

第二九六号 昭和二十六年三月十六日受理

日受理

保健婦助産婦看護婦法改正法案中一部修正に関する陳情(二通)

陳情者 東京都文京区湯島三東  
京病院協会内 上條秀介外一名

近く実現を予想される看護婦制度の改革に当つては、看護婦には差別をつけることなく、平等の立場においてその業務を担当し、かつ、その質の向上と数の確保ができるよう、立法措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十六年四月十日印刷

昭和二十六年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所